

# タイムスケジュール

沢辺税理士事務所  
税理士 沢辺勲

被相続人氏名 \_\_\_\_\_  
平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 死亡 \_\_\_\_\_

赤字・・・提携先の司法書士にて行う。

青字・・・税理士事務所にて行う。

緑字・・・希望により提携先の弁護士にて行う。

種別	手続きの内容	手続期限	備考	✓
通夜 葬儀 初七日法要	死亡届等の提出	7日以内		
	葬式費用の領収書の整理			
	年金受給停止の届出、 介護保険資格喪失の届出	10日以内 14日以内		
四十九日法要 香典返し	相続人の確認  (未成年者がいるか早めに確認)		被相続人、相続人の戸籍謄本等の取り寄せ(本籍地の確認) 場合により特別代理人の選任等	
	遺言書の有無の確認	速やかに	遺言書がある場合、原則家庭裁判所の検認が必要(遺留分も確認)	
	遺産の概要の把握		相続人全員による契約の確認 相続財産関係資料の整理 相続財産関係資料の確認 不動産関係書類の取り寄せ 遺産の分割方法の確認	
	埋葬料請求、未支給年金の請求、高額療養費の申請	2年以内など		
	国民年金の遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、厚生年金の遺族厚生年金、労災保険の遺族給付の請求	5年以内 (一時金は2年以内)		
	公共料金等の名義変更		法人役員の変更登記	
相続開始から 3ヶ月	相続の放棄、限定承認 (債務、保証債務の確認) (保証債務は法定相続分で相続されます)	3ヶ月以内	家庭裁判所へ相続放棄陳述書を提出	
相続開始から 4ヶ月	準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に申告すべき所得がある場合	
相続開始から 6ヶ月	根抵当権の債務者の変更登記	6ヶ月以内	後継債務者の登記をしないと、元本が確定してしまう	
相続税の 申告まで	相続財産の評価		財産債務の調査 相続税の試算 税理士報酬等の御見積	
	遺産分割協議書の作成		遺産分割協議書の作成 相続人全員の印鑑証明 遺産分割協議書の押印	
	相続税申告書の提出	10ヶ月以内	相続税申告書の作成 相続税申告書の押印、納税 場合により、物納等の申請 相続税申告書の提出、返却	
相続税申告後 (一部は、随時 手続き可能)	相続財産の名義変更		不動産の相続登記 生命保険金の請求 預貯金の解約 株式、車両の名義変更等 (上記は別途料金により、代行可)	